

令和6年4月8日

九電みらいエナジー株式会社 御中

日本野鳥の会 道北支部
支部長 有田 智彦 (公印省略)
(北海道稚内市緑5丁目-27-8 長谷部方)

稚内そよ風の会
代表 平尾 護 (公印省略)
(稚内市緑5丁目 38-2)

風力発電の真実を知る会
代 表 佐々木 邦夫 (公印省略)
(石狩市花川東1条2丁目 76)

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
(東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル)

「浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画 計画段階環境配慮書」に対する意見書

貴社が作成されました、「浜頓別ウインドファーム（仮称）設置計画 計画段階環境配慮書」に対し、下記のとおり意見書を提出いたします。

■環境影響評価図書の縦覧

・周知方法

環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、浜頓別町や枝幸町のホームページ上で掲載されていますが、依然、住民の認知度は低いままです。このため、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係者の協力を得て、より多くの人に周知すべきです。

・閲覧方法

貴社の環境影響評価図書はダウンロードや印刷ができません。数百ページの図書を縦覧場所、またはパソコン等で閲覧しながら意見書を作成することは、現実的な方法ではありません。縦覧期間が過ぎてしまうと環境影響評価図書と整合しながら意見書を作成することもできません。図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないか地域住民等が精査可能なことが、環境影響評価の信頼性を確保するうえで不可欠です。このため、縦覧期間終了後も地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能にすることに加えて、随時インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきです。地域住民との合意形成を図るには、環境影響評価手続きにおける透明性と公平性の確保が不可欠で、その情報を誰もが利用可能なことが重要です。

■事業地の絞り込み

複数の候補地の中から、より環境影響が少ない地域に事業実施想定区域を絞り込むのが計画段階環境配慮書の役割です。本事業では複数案が提示されていないので、地域住民等は環境影響の観点から実施場所を複数の候補地の中より選択したうえで適切な意見を述べることはできません。従って、複数地域に分けた事業実施想定区域の候補地案が必要です。尚、計画にあたっては事業実施想定区域内すべての地権者に事前に相談・説明することが重要です。

■森林生態系

風力発電機設置想定範囲は植生自然度が高い森林が多くを占め、ここに風車や道路が建設されると広範囲の地域が改変され、一塊としての森林が分断され、広範囲に渡り分水嶺をまたぐ動植物の往来や分散を阻害します。一方で、建設される作業道が、外来動植物、エゾシカなどの進入路の回廊（コリドー）となり、自然植生を始めとした地上性動物の生息環境を損ねることが懸念されます。これらの生態系に影響がないよう配慮すべきです。

■魚類

事業実施想定区は漁業資源であるサケ・サクラマス生息河川の可能性があります。これらの魚類に影響がないよう配慮すべきです。

■鳥類

・オジロワシ、オオワシ

事業実施想定区域周辺にはオジロワシが繁殖している可能性があり、かつ、初冬及び早春には多くのオジロワシ・オオワシが渡り経路として利用していますので、これらの鳥類に影響のないよう配慮すべきです。

・チュウヒ

事業実施想定区域の周辺ではチュウヒが生息していますので、影響のないよう配慮すべきです。

- ・ガン、ハクチョウ類

事業実施想定区域はハクチョウ類が春と秋に渡り経路として利用していますので、影響がないよう配慮すべきです。

- ・その他森林性鳥類

事業実施想定区域は海岸に近い林地のため、小鳥類の渡り経路になっている可能性があることから、春と秋の夜間の渡りによる影響のないよう配慮すべきです。

■光害

航空障害灯により夜行性の鳥類や昆虫・コウモリ類が誘引される可能性がありますので、環境影響評価項目に加えたうえで、影響が少なくなるよう配慮すべきです。

■騒音

事業実施想定区域から 1km 以内に住宅や宿泊施設があります。風力発電機の大型化に伴い住宅等は騒音などによる健康被害が懸念されるため住宅等からの離隔を 2km 以上離すべきです。

■累積的影響

事業実施想定区域の近隣に他の風力発電施設があるので、鳥類や景観については、これらの施設との累積的影響についても評価すべきです。

■地域協議会の設置と情報の公開

環境影響評価の情報を、地域の利害関係者が参加できる開かれた場で共有し、意見を述べる事が可能な協議会を定期的を開催すべきです。

以上